

経済調査レポート

No. 2003-02

制度改正による勤労者世帯の税・社会保障負担の動向

篠原 哲

shino@nli-research.co.jp

2004年1月

ニッセイ基礎研究所

経済調査部門

(お願い) 当レポートは研究員による試論であり、記載内容はいかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。
なお、ニッセイ基礎研究所 経済調査部門に対する電話によるお問い合わせは、03-3597-8419 にお願致します。

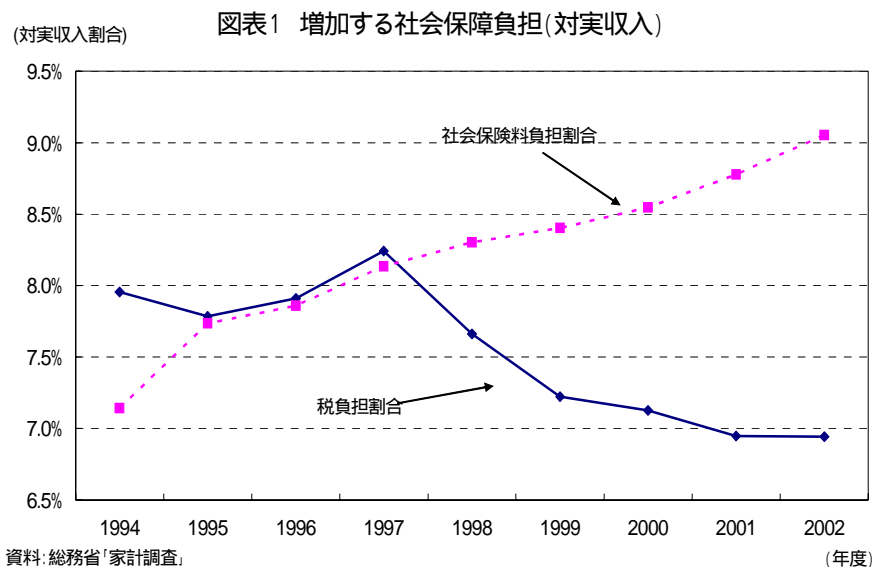
要旨

1. 昨年 12 月には、2004 年度の税制改革および年金改革の大枠が決定したが、家計への負担増が色濃い内容となった。このような制度改正による税と年金保険料の負担増は、依然として厳しい雇用・所得環境が続くなか、勤労者世帯の可処分所得を下押しし、更なる消費の低迷を引き起こす要因になりかねない。
2. 本稿では、今後予定されている税・社会保障制度の改正が、勤労者世帯にどのような影響を与えるかを、世帯・年収階層別の負担増を把握することで検証を行った。社会保険料控除を通じた税と社会保障負担の相互作用があるため、世帯ごとの制度改正の影響について、本稿では単純に個々の改正による負担増加額を積み上げるだけでなく、社会保険料控除や、社会保険料徴収における総報酬制への移行などによる影響も踏まえた検証を実施している。また、所得税においては源泉徴収と年末調整が存在することや、住民税は徴収が翌年の6月～翌々年の5月であることなど、制度改正の影響が表れる時期は非常に複雑であるため、年間ベースの負担増加額のみではなく、徴収のタイミングを踏まえたうえでの勤労者世帯に対する影響も検証している。
3. 今回の制度改正は配偶者の収入の有無や世帯主の年収などにより、家計への影響が大きく異なることが指摘できる。勤労者世帯に対する制度改正の影響としては、2003 から 2004 年にかけての負担の変化については、配偶者特別控除の廃止により、主に年収約 1231 万円以内の専業主婦世帯を中心に所得税負担は増加するも、社会保険料の総報酬制への移行や、社会保険料控除の影響により、住民税と社会保険料も合わせた総合的な負担増は軽微なものにとどまる。逆に配偶者特別控除廃止の影響を受けない世帯の負担は減少することになる。
4. 2004 年後半には厚生年金保険料の引き上げが実施されると見込まれることや、配偶者特別控除廃止の影響が年末調整で表面化することもあり、制度改正の影響は 2004 年末を機に顕在化していく。2005 年入り後は 4 月に雇用保険料引き上げの実施が予定されていることに加え、6 月以降には配偶者特別控除廃止の影響が住民税に現れることもあり、総じて勤労者世帯の負担は前年比で増加に転じる可能性が高い。
5. 今後、家計の税・社会保障負担が増加していくことは避けられず、度重なる制度改正の実施が、可処分所得を下押しし、家計のマインドや消費支出を停滞させてしまうリスクは、長期にわたり存在することになるだろう。

はじめに* ～増加する家計の税・社会保障負担～

12月17日に「2004年度税制改正大綱」が公表されたことで、2004年度の税制改正の内容が決定した。今回の税制改正に際しては、約2兆7000億円にも及ぶ基礎年金国庫負担の引き上げの税財源として、定率減税の見直しに代表される大規模な増税の実施も検討されていたため、景気の悪化や国民負担の増加を危惧する声も高まっていた。しかし、大規模な増税は、回復し始めてきた日本経済を再び失速させる要因になりかねないとの見方もあり、大綱の引き上げ項目についても、年金課税の強化や住民税の均等割の引き上げなどが記されるにとどまった。特に最大の論点であった定率減税の廃止については、2005年度以降で検討されることとなり、税制改正による増減税の規模自体も差し引きでは小幅なものとなった格好である。

2003年にはサラリーマン世帯に対する医療費自己負担分の増加や、介護保険料の引き上げ等が実行されたことに代表されるように、近年、家計にとっては社会保険料による負担が増加する傾向が続いてきた。ただしその反面、定率減税や住宅ローン減税等の実施、または所得から社会保険料負担額を控除できる社会保険料控除の存在もあり、家計における税負担は逆に軽減されてきた。図表1は家計調査を用いて、勤労者世帯の実収入（手取り収入）に占める税と社会保障の負担割合を示したものだが、社会保障負担割合が増加の一途をたどっているのに対し、税負担割合は1998年以降で下落している。



* 本稿における検証・意見は執筆者個人の試論である。また本稿に残された過誤は、言うまでもなく全て執筆者個人の責任によるものである。

図表2 2003年までに実施された、所得税・個人住民税と社会保障制度の改定

実施時期	所得税・住民税の改定	社会保障制度の改定
1998 2月 6月 8月	(-) 所得税 (1年限りの定額による特別減税) (-) 個人住民税 (1年限りの定額による特別減税) (-) 所得税 (1年限りの定額による特別減税の追加)	
1999 4月 6月	(-) 所得税 (最高税率の引下げ、扶養控除額の引き上げ、定率減税等) (-) 所得税 (定率減税) (-) 個人住民税 (定率減税)	
2000 4月 10月		(+) 介護保険 (第2号被保険者(40歳～64歳) 徴収開始) (+) 介護保険 (第1号被保険者(65歳以上) 徴収開始)
2001 4月 10月	(-) 株式譲渡益に対する小額非課税制度開始	(+) 雇用保険 (料率の改定) (+) 介護保険 (第1号被保険者(65歳以上) 全額徴収開始)
2002 4月 10月		(-) 国民年金保険 (減免:前年の所得285万円以下→半額, 164万円以下→全額免除) (+) 厚生年金保険 (被保険者の年齢の上限が65歳未満から70歳未満に引き上げ) (+) 雇用保険 (料率の改定) (+) 医療保険 (高齢者の自己負担割合を1割に統一)
2003 4月 5月		(+) 医療保険 (自己負担分の引き上げ、保険料引き上げ(政府管掌保険等)) (+) 厚生年金保険 (物価スライドの適用) (+) 介護保険 (保険料の見直し) (中立) 保険料に対する総報酬制の適用 (+) 雇用保険 (給付額の見直し)

注:(+)は負担増、(-)は負担減。
資料:総務省など

景気の低迷が続き、税収の減少が続くにも関わらず、景気を下支えするための税負担の軽減措置を続けてきたこともあり、2004年度当初予算では、国の税収が歳入に占める割合は50%まで下落している。そのため、「2004年度税制改正大綱」では2005年度以降で定率減税の見直しに着手することや、2007年度以降での消費税率の見直しについても明記されるなど、政府も将来的には本格的な増税路線に踏み込んでいく方針を打ち出し始めている。今までは相対的に抑えられていた家計の税負担も、今後は増加することが避けられなくなるだろう。

今回の税制改正も、全ての増減税項目を通算した場合の規模は小幅なものとなるが、その内訳に目を向けると、企業に対しては減税傾向が強い反面、家計に対しては増税の傾向が色濃くなっている。決定した改正項目のうち、主に家計に影響を及ぼすものとしては、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止といった年金課税の強化、住民税の均等割の均一化などが挙げられるが、これらの負担増の影響は平年度で約4000億円規模¹となるが見込まれている。さらに、昨年「2003年度税制改正」の際には、配偶者特

¹ 住宅ローン減税の廃止による影響は含んでいない。ちなみに当制度による2003年度の減税総額は約6000億円とされている。

別控除の一部廃止も決定しており、2004年1月より所得税については同控除の上乗せ部分が廃止される（住民税については2005年から効果が表れる）。同控除の廃止にともなう負担増としては、所得税については平年度で約4700億円の増税、住民税では同約2550億円規模の増税となることが見込まれている。

家計の社会保障負担についても、引き続き増加の傾向が続く。税制改正と一体となって議論されていた年金改革では、2009年度まで段階的に基礎年金国庫負担額を引き上げ、来年10月より年間0.354%ずつ、18.35%に至るまで年金保険料を引き上げていくということとなり、毎年、家計の保険料負担が増加していく形で決着した。これにともなう家計への影響については、国民年金や共済も含めると、年間で約9000億円の負担増²となることが見込まれている。年金保険料の引き上げについては、急激な負担増を避けるという観点から毎年の引き上げ額は小幅に設定されているが、長期にわたって負担が増加していくことは、消費者心理に悪影響を及ぼすだけでなく、保険料の半分を負担する企業のリストラの進行を促すことも考えられる。

このように今回の制度改正による税と年金保険料の負担増は、いまだに厳しい雇用・所得環境が続いている勤労者世帯の可処分所得を下押しすることになるため、更なる消費の低迷を引き起こす可能性も危惧されるところだ。

図表3 今後予定される主な家計部門の税・社会保障改正

社会保障制度改正

	主な改正点	改正時期	年間の家計への影響
厚生年金	保険料率を毎年0.354%ずつ引き上げる	2004年10月	約9000億円 (共済・国民年金も含む)
雇用保険	保険料率を1000分の2引き上げ	2005年4月	約3000億円

税制改正

	主な改正点	改正時期	年間の家計への影響
配偶者特別控除の廃止(注1)	所得税の配偶者控除の上乗せ部分の廃止	2004年1月	約4700億円
	住民税の配偶者控除の上乗せ部分の廃止	2005年より	
年金課税の強化	公的年金等控除の縮小と老年者控除の廃止	2005年1月から	約2400億円
個人住民税「均等割」の改正	均等割部分を4000円に統一	2004年6月から	数百～1000億円規模
	所得のある妻に対する非課税制度の廃止	2005年度から段階的	
住宅ローン減税の縮小(注2)	所得税控除の規模を縮小	2005年から縮小	約6000億円
定率減税の見直し	減税の規模を縮小	2005年度以降検討	-

(注1) 配偶者特別控除の廃止については、2003年度税制改正の際に決定済

(注2) 現行制度における2003年度の減税総額

(資料) 財務省、総務省、および報道資料より作成

² 労使合計。

1. 制度改正による勤労者世帯への影響の把握に向けて

(1) 世帯により一様でない税制改正の影響

今回の税制改正で着目すべき点として、予定されている家計部門への増税による影響が、全ての世帯に対して一様ではなく、世帯や収入の状況によって大きく異なることが挙げられる。例えば2004年1月から実施される配偶者特別控除の廃止について考えてみよう。

配偶者特別控除(図表4)とは、夫の年間の給与収入がおよそ1231万円以下であり、生計を一にする妻の年収が141万円未満のときに、妻の収入に応じて最高38万円が夫の所得から控除される制度である。通常の配偶者控除に上乘せして適用されてきたが、2004年の1月からこれが廃止される。このため、主に専業主婦世帯においては2004年から負担が増加することになるが、今まで当控除の適用を受けていなかった共働き世帯、および夫の年間給与収入が約1231万円超の高所得世帯についてはこの影響は受けない。

図表4 配偶者特別控除の廃止による影響(所得税)

改正前				改正後			
配偶者の合計 所得金額	配偶者控除額 (万円)	配偶者特別控 除額(万円)	合計控除額 (万円)	配偶者の合計 所得金額	配偶者控除額 (万円)	配偶者特別控 除額(万円)	合計控除額 (万円)
5万円未満	38	38	76	5万円未満	38	0	38
10万円未満	38	33	71	10万円未満	38	0	38
15万円未満	38	28	66	15万円未満	38	0	38
20万円未満	38	23	61	20万円未満	38	0	38
25万円未満	38	18	56	25万円未満	38	0	38
30万円未満	38	13	51	30万円未満	38	0	38
35万円未満	38	8	46	35万円未満	38	0	38
38万円未満	38	3	41	38万円未満	38	0	38
38万円	38	0	38	38万円	38	0	38
40万円未満	0	38	38	40万円未満	0	38	38
45万円未満	0	36	36	45万円未満	0	36	36
50万円未満	0	31	31	50万円未満	0	31	31
55万円未満	0	26	26	55万円未満	0	26	26
60万円未満	0	21	21	60万円未満	0	21	21
65万円未満	0	16	16	65万円未満	0	16	16
70万円未満	0	11	11	70万円未満	0	11	11
75万円未満	0	6	6	75万円未満	0	6	6
76万円未満	0	3	3	76万円未満	0	3	3
76万円以上	0	0	0	76万円以上	0	0	0

他にも2004年6月からは住民税の均等割の統一が実施される予定であるが、そもそも均等割については、居住する市町村ごとに課税額が異なっているため、既に4000円を徴収されている東京23区に在住する世帯については、現行のまま変更はない。2005年1月以降の公的年金等控除や高齢者控除の廃止についても、主に65歳以上高齢者世帯で税負担が増加するが、現役である大部分の勤労者世帯については制度改正の影響がない。このように今回の税制改正では、妻の収入の有無や夫の年収水準でそれぞれ影響が異なってくると言えるのである。

このため、勤労者世帯への制度改正の影響を考察するには、どのような世帯が制度改正の影響を受けるかを、専業主婦世帯、もしくは妻が働いている世帯という世帯構成別・所得階層別に検証する必要があるだろう。そこで本稿では、既に具体的内容が決定されている2005年までの税・社会保障制度改正が勤労者の家計に与える影響について、世

帯構成・所得階層別の負担増を把握することを通じて検証を行う。

ここで世帯ベースの税・保険料負担を考える際には、事前に考慮しておくべき点が二つある。ひとつは2003年4月に社会保険料の徴収に総報酬制が導入されたため、勤労者世帯の年間保険料負担額に大きな変動が生じていることであり、もうひとつは社会保険料控除の存在についてである。

(2) 総報酬制の導入による社会保険料負担への影響

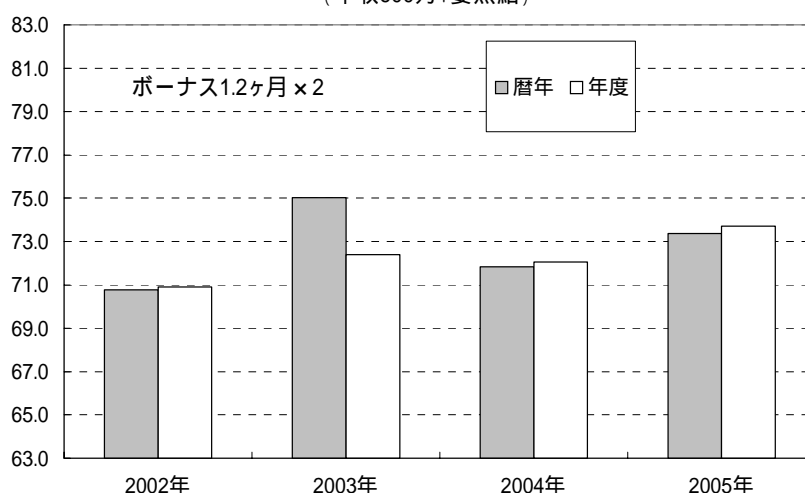
2003年4月から社会保険料には総報酬制が導入され、厚生年金、健康保険、介護保険については、月給と賞与から同率の保険料が徴収される代わりに、月給にかかる保険料率³はそれまでに比べて引き下げられている(図表5)。

図表5 総報酬制の導入にともなう、社会保険料率の改正

	2003年3月以前	2003年4月以降
厚生年金保険	月収の8.675% + ボーナスの0.5%	月収・ボーナスの各6.79%
健康保険(政管健保)	月収の4.25% + ボーナスの0.3%	月収・ボーナスの各4.1%
介護保険(政管健保)	月収の0.535%	月収・ボーナスの各0.445%

資料 厚生労働省
注 雇用者負担分の保険料率

(万円) 図表6 家計調査による平均的な世帯における社会保険料負担の推移
(年収600万:妻無給)



図表6では総報酬制の導入により生じた、勤労者世帯の保険料負担(厚生年金、政府管掌健康保険、介護保険、雇用保険を対象としており、2005年まで予定されている各制

³ 政府管掌保険に代表される健康保険や介護保険については、総報酬制に移行したうえで保険料水準が引き上げられている。

度改正による保険料引き上げも反映している。)の変動を示した。ここでは家計調査による2002年の平均的な勤労者世帯(年収が約600万円、賞与は7月と12月の年2回、各1.2ヶ月分を支給⁴:世帯主のみ収入がある4人家族)において、年収等に変化がなかった場合に負担する社会保険料の2002年～2005年までの推移を示している。図表6では2003年において、暦年ベースと年度ベースで大きく差異が生じているが、これは社会保険料の総報酬制が実施された影響によるものと考えられる。

この世帯における2002年と2003年の社会保険料負担を比較すると、2003年度ベースでは、賞与からの保険料負担が前年より大幅に増加するものの、月給の保険料減少分がそれを相殺する形になり、最終的には対前年度で約1.5万円の保険料増となる。しかし同じ世帯について、2002年と2003年の保険料負担を暦年ベースで比較すると、賞与について改定後の高い保険料率が掛かる点は年度ベースと変わらないが、2003年の1～4月分までの月給については、改定前の高い保険料率が掛かることになる。このため、2003年の賞与時における保険料増加額を相殺するはずの月給の保険料減少額は、2003年5～12月までの7ヶ月分しかなく、結果として2003暦年ベースの保険料負担は2002年に比べて約4.2万円も増加する。

同様に、2003年から2004年の暦年ベースについて目を向けてみると、2003年1～4月分までの保険料は改正前の高い料率であるため(2004年1～4月分の保険料は改正後の低い料率による)、2004年については10月以降の厚生年金保険料の引き上げという効果を考慮しても、逆に▲3万円ほどの減少に転じることになる。年度ベースで見ても、2003年の4月分の保険料は改正前の高い料率であるため、2004年度の社会保険料は、年金保険料の引き上げを考慮しても前年度比で▲4000円ほどの減少となる。

一般的に総報酬への移行の影響については、年間ではニュートラルであるとされている。しかし、平均的な収入を得ている標準的な世帯で見ると、総報酬制の導入により社会保険料負担は2002年～2003年にかけて増加し、逆に2003年～2004年にかけては減少するなど、実際は変動していることが確認できる。さらに暦年ベースでその格差は大きくなることが示唆される。⁵

(3) 総報酬制の導入と社会保険料控除の関係 - 税と保険料の相互作用 -

総報酬制の導入による社会保険料の変動は、暦年ベースの場合ほど大きくなることを

⁴ここでは、総報酬制の導入による影響を一般的に捉えることを目的としているため、賞与の支給月数を全国の勤労者世帯における平均的な月数と設定している。データは平成14年版家計調査年報における標準世帯の平均収入を用いた。月収41.5万円、賞与等は年間約102万円。賞与の支給については7月と12月の年2回支給、1回につき月給の約1.2ヶ月分と仮定。

⁵ただし、本節での検証結果は賞与の支給月により変化するものである。同じ年収600万円の世帯でも、賞与が年2回、2ヶ月分ずつ支給されれば、2002年と2003年の保険料格差は上記の前提よりも大きくなる。逆に賞与がゼロであり、すべて月給で支給されているという仮定をおけば2002年から2003年にかけての社会保険料は、当然大きく減少することになる。ここでは、あくまで家計調査に基づく平均的な支給月数という前提のもとで議論を行っている。

指摘したが、暦年ベースの社会保険料の変動は、毎年の所得税・住民税負担額にも影響を及ぼすことになる。両者の徴収に際しては社会保険料控除が適用され、所得から負担した社会保険料額が控除されるが、その控除額は暦年ベースで負担した社会保険料となるからである。

このため総報酬制と社会保険料控除の存在を踏まえると、例えば暦年ベースにおける2003年の社会保険料負担が2002年より増加する結果、給与収入が一定であり減税等が実施されなくても、2003年の所得税負担額が、社会保険料控除額の増加により2002年に比べ減少してしまう可能性が指摘できる。

世帯ベースの制度改正による負担増については、すでに各方面で税・社会保障、それぞれの改正による増加額が論じられてはいる。しかし、ここまでの本稿における議論から指摘できることは、単純に各制度改正による負担増減額を合計しただけでは、複数の制度改正が実行された場合の影響を把握するには不十分であることである。

税収額は社会保険料控除により左右されてしまうため、世帯ごとの税収の増減を時系列で測る際には、単純な負担の積み上げではなく、税負担と社会保険料負担の相互作用も踏まえた総合的な負担を検証しなければならない。

これらを踏まえて本稿では、給与所得者である勤労者世帯の家計を再現し、税・社会保険料負担に、社会保険料控除も踏まえた総合的な負担増を把握することで、各制度改正が勤労者世帯に与える影響についての検証を試みることにする。

ただし、先に今回の制度改正の実施による影響は世帯の状況によって一様ではないことを指摘したが、それだけで一概に今回の改正が不公平な制度改正であると判断することはできないという点は注意すべきである。

例えば、年金課税の強化により、主に65歳以上高齢者世帯で税負担が増加することになるが、現行制度下における高齢者世帯に対しては、公的年金等控除・老年者控除など的高齢者独自の控除に加え、現役世帯と同様の所得控除も受けており、現役世代に比べて手厚い税制上の待遇を受けているとの批判があることも事実である。そのため、今回のような年金課税の強化については、むしろ世代間の不平等がなくなることを期待する意見もある。配偶者特別控除についても、同様に専業主婦世帯の税負担が従来は優遇され過ぎていたとの批判がある。

このため、本稿では課税の公平性についての議論は避け、負担増がどのような世帯・所得階層で表面化するかという事実認識に焦点を当てた検証を通して、制度改正による勤労者世帯や経済動向への影響を考えていくことにする。

2. 勤労者世帯への影響

(1) 世帯別年収階層別の検証

本章では勤労者世帯の家計モデルを用いて2004・2005年の負担増加額を試算し、世帯別・年収別に制度改正による影響を検証する。このように世帯ごとに個別の家計を再現することのメリットは、各制度改正の影響を時系列で把握できるとともに、社会保険料控除による税負担と社会保険料負担の相互作用の影響を考慮したうえでの検証が可能となることである。

試算の前提となる勤労者の世帯条件、および対象とする制度改正については下図の項目を設定し、①妻が無給である専業主婦世帯（ケース1）と、②妻のパート収入が100万円である世帯（ケース2）の2つのケースにおいて試算を行う。

前提とした条件(2003年時点)	
年齢	43歳
住所	東京23区
収入	年間の収入は給与収入のみ、ボーナスは1.5ヶ月分を7月と12月に支給 (毎月勤労統計30人以上事業所における東京都の2003年夏季賞与平均支給月数) なお収入については今後数年変動しない。また住宅ローンはなく今後の購入もない。
家族構成	妻、子供2人(17歳と10歳)
社会保険料	所得税・個人住民税
政府管掌保険 介護保険第2号 厚生年金 雇用保険	かかる所得控除等
が毎月の給与・賞与から控除される。 ただし、雇用保険以外の保険料は 翌月徴収とする。	配偶者控除 配偶者特別控除 基礎控除 社会保険料控除 扶養者控除 特定扶養者控除
	かかる減税措置
	定率減税
	均等割 4000円

前提とする制度改正のスケジュール

実施時期	所得税・住民税の改定	社会保障制度の改定
2003 4月		(+) 医療保険 (保険料の改定) (+) 介護保険 (保険料の改定) (中立) 保険料に対する総報酬制の適用
2004 1月 6月 10月	(+) 所得税 (配偶者特別控除の廃止) (+) 住民税：注2 (均等割の統一)	(+) 厚生年金 (保険料の改定)
2005 1月 4月 6月 10月	(+) 所得税：注2 (住宅ローン減税の縮小) (+) 住民税 (配偶者特別控除の廃止) (均等割の妻への課税)	(+) 雇用保険 (保険料の改定) (+) 厚生年金 (保険料の改定)

注1：(+)は負担増を示す。医療・介護・厚生年金保険料は翌月徴収とする。

注2：当モデルにおける前提条件では、改正による影響はない。

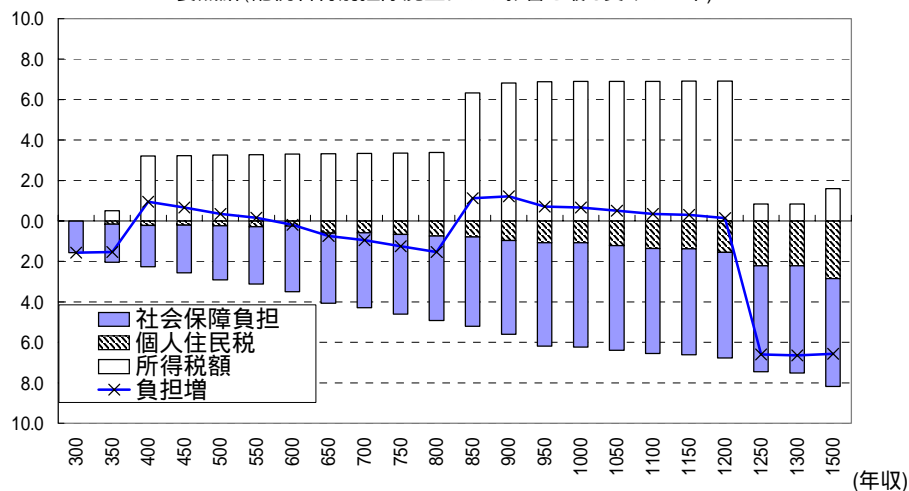
ケース1：妻が無給の場合の夫の年収別の負担増加額

上記の条件のもと、まずは妻が年間を通じて無給⁶である、いわゆる専業主婦世帯における2004、2005年の税・社会保障負担の対前年増加額を、夫の年収別に試算した。結果は図表7、8に示しており、それぞれ所得税、住民税、社会保険料における2004、2005年の対前年増減額を表示している。期間を通じて年収等の諸条件についての変更はないものとしているため、図表中の増減額は各制度改正に起因する負担増減であると判断できる。

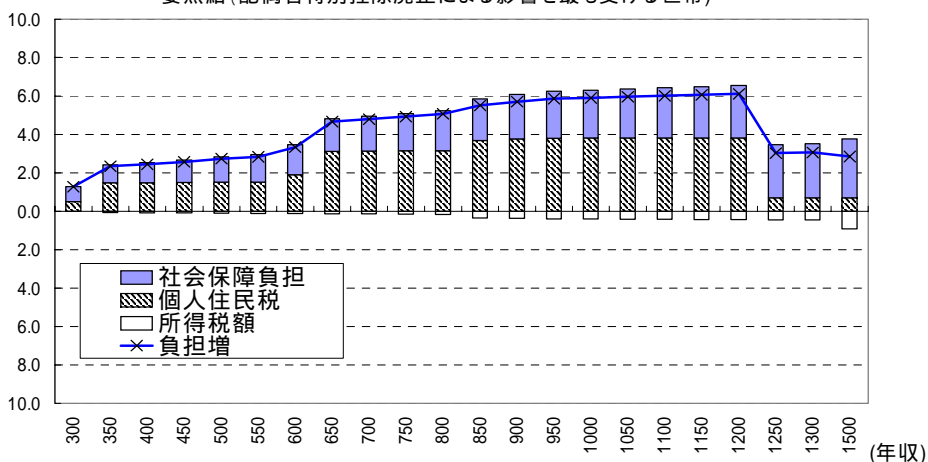
なお、ここでは2004年の所得税・住民税・社会保険料とは、所得税と社会保険料は2004年中の所得について、住民税については2003年中の所得について課せられるものを指している。所得税、社会保険料は2004年1月～12月までの期間に、住民税は2004年6月～2005年5月までの間に負担することになる。各年についても同様である。

⁶ 妻の所得がないため、2005年以降の住民税の均等割の非課税措置の段階的廃止による影響は受けない。

(対前年：万円)
図表7 年収別にみた各制度の2004年分負担増加額
 -妻無給(配偶者特別控除廃止による影響を最も受ける世帯)-



(対前年：万円)
図表8 年収別にみた各制度の2005年分負担増加額
 -妻無給(配偶者特別控除廃止による影響を最も受ける世帯)-



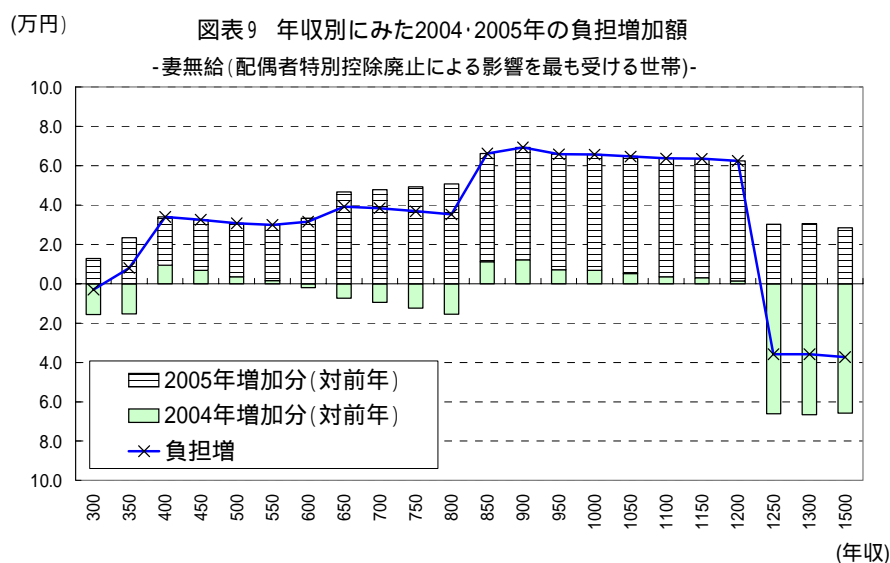
ここで対象とした専業主婦世帯とは、配偶者特別控除の控除額が最大の**38万円**(所得税)となる世帯であり、**2004年**からの当制度の廃止にともない、最も負担が増加することが危惧される世帯である。しかし図表7では、先に述べた総報酬制の導入による影響で社会保険料が減少することに加え、住民税負担も軽減されることから、**2003**から**2004**年における負担増が意外に軽微であり、多くの階層ではむしろ前年に比べ負担減となることがわかる。

なお、ここで住民税負担が軽減されるのは、社会保険料控除が影響していると考えられる。前述のように住民税の課税額と控除額は、前年の1~12月における収入と社会保険料が対象となるが、1章2節の検証より2002年から2003年かけての社会保険料負担は増加しているため、2004年の住民税にかかる社会保険料控除額も増加する。そのため2004

年の住民税は税負担が減少するのである。

2003 から 2004 年への変化では、たしかに年収が 1231 万円以下の配偶者特別控除の廃止の影響を受ける階層については、3～7万円ほど所得税が増加しているが、その反面、社会保険料と住民税負担については2003年に比べて全ての階層で大幅に減少している。このため、結果として税と社会保険料を合わせた総合的な負担増は、最大でも1万円強にとどまり、配偶者特別控除廃止による影響を受けない年収1231万円超の高所得者層については、逆に負担が減少することになる。

2004 から 2005 年にかけては、一転して全ての収入階層において負担が増加する（図表8）。総報酬制への移行によるゆがみは解消されるうえ、厚生年金保険料の改正、2005年4月の雇用保険料改正による社会保険料の負担増と、配偶者特別控除の廃止にともなう住民税の負担増加が寄与するためだ。図表から2005年にかけての負担増加額については、年収約1231万円以下の階層で約3～6万円ほど、配偶者特別控除の廃止による影響を受けない高所得層についても、約3～4万円の負担増となることが見込まれるだろう。

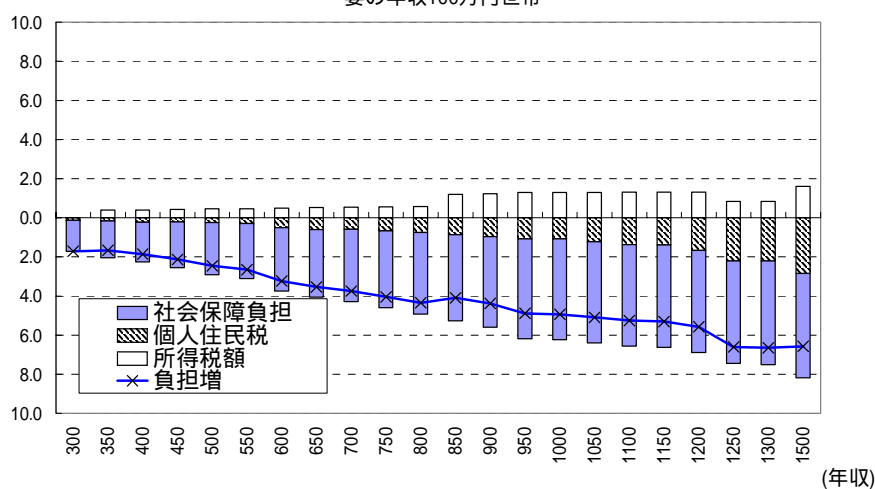


以上の試算をもとに、2003～2004年、2004～2005年のそれぞれの負担増額を通算したものを図表9に示した。ここからは、年収1200万円以下の階層ではおよそ年間で3～6万円ほどの増加が見込まれるが、年収1250万円以上の高所得世帯については、逆に4万円ほどの負担減となることが分かる。このため現在予定されている制度改正のうち、勤労者世帯の負担増に最も寄与するものは、配偶者特別控除の廃止であることが指摘できる。さらに制度改正による年別の負担増についても、2003から2004年にかけてより、2004から2005年にかけての方が大きいことも示唆される。

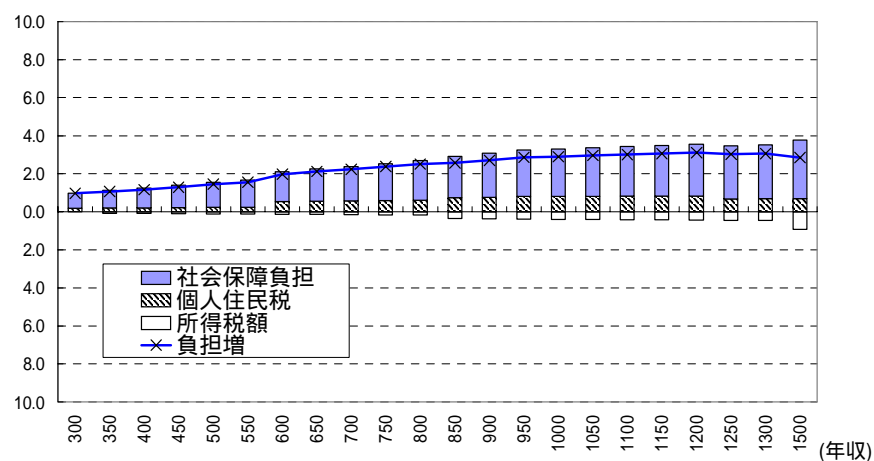
ケース2：妻の年収が100万円の場合における、夫の年収別の負担増加額

続けて、配偶者特別控除廃止の影響を確認するために、ケース1の条件を変更し、妻の年収をパート収入による100万円としたケースで負担増額の試算を実施する。「妻の年間パート収入が100万円」という世帯は、妻の収入に税・社会保険料が掛からないように、夫の配偶者特別控除額が最小の3万円となる世帯であり、いわば配偶者特別控除の廃止による影響が最も軽微な世帯であると言える⁷。

(対前年: 万円) 図表10 年収別にみた各制度の2004年分負担増加額
-妻の年収100万円世帯-



(対前年: 万円) 図表11 年収別にみた各制度の2005年分負担増加額
-妻の年収100万円世帯-

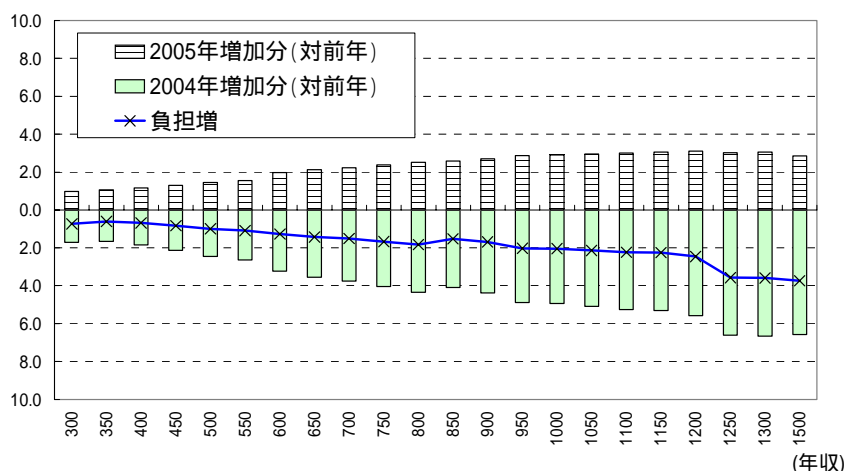


⁷ 妻の年収が100万円であるため、2005年以降の住民税の均等割の非課税措置の段階的廃止による影響は受けない。また最近ではパート労働者に対する厚生年金保険料負担、健保加入に対する議論も進んでいるが、ここではその影響は考えないものとした。

図表 10 が示すように、この世帯条件については、所得税の増加額は最大でも 2 万円弱にとどまるのに対し、住民税と社会保険料の減少はそれよりも大きく、全ての年収階層で 2003 から 2004 年へかけての総合的な負担は減少することになる。

2004 から 2005 年にかけてでは（図表 11）、社会保険料負担は増加するが、住民税の配偶者特別控除廃止による負担増額がケース 1 よりも小さくなる。このため、税と保険料を合わせた総合的な負担額も増加はするものの、その額は最大でも 4 万円弱にとどまり、ケース 1 よりも小さいものとなる。

(万円) 図表12 年収別にみた2004・2005年の負担増加額
-妻の年収100万円世帯-



2003 から 2004 年、2004 から 2005 年の税と社会保障による負担増加額を通算した結果（図表 12）からは、先のケース 1 では負担が増加した所得階層でも、ケース 2 では負担が減少することが示される。2005 年にかけての勤労者世帯にとっては、配偶者特別控除の対象となっているか否かにより、税と社会保障と合わせた総合的な負担の増減が左右される可能性を指摘できるだろう。

本節での検証から、当面予定されている制度改正が 2005 年までの勤労者世帯（妻無給・妻の年収 100 万円という 2 パターンの世帯）に与える影響として、最も負担増への寄与が大きいものは配偶者特別控除の廃止であることが挙げられる。ただし、税・社会保険料負担をあわせた総合的な負担で考えてみると、むしろ 2004 年については前年より負担が減少する世帯もあり、一概に全ての勤労者世帯で負担が増加するとは言いきれない。これは社会保険料の総報酬制への移行や、社会保険料控除の存在などが影響しているためである。

2005 年にかけては、この条件下では、全ての世帯で前年より負担額が増加することになるだろう。

3. 制度改正の影響が顕在化するのは2004年末からか？

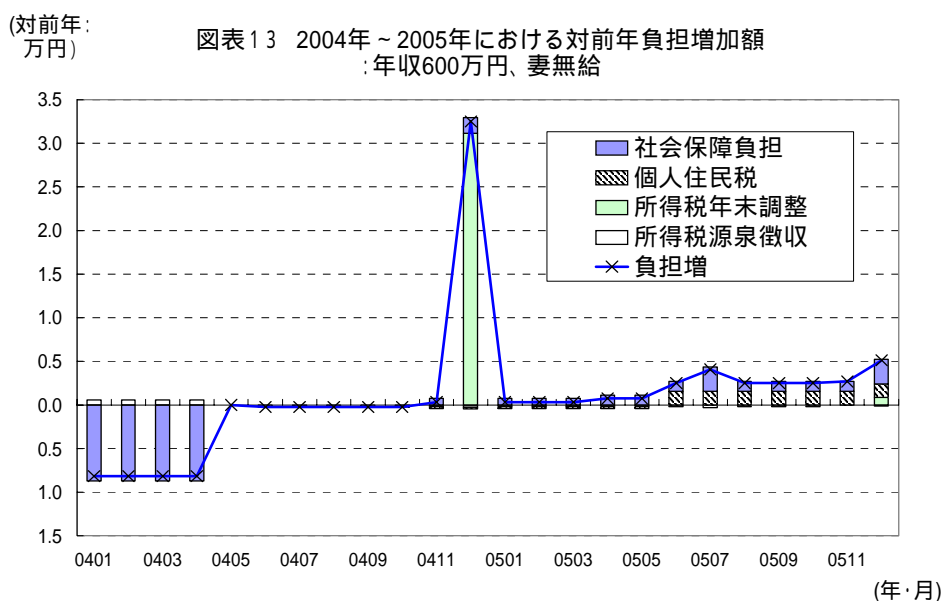
2章では2003年から2004年より、2004年から2005年にかけての負担増の方が大きなものとなる可能性を指摘した。しかし、実際に勤労者世帯がそれらを納付する方法やタイミングは、税や社会保険料によりそれぞれ異なっている。また、年間の負担額が同じでも、負担が緩やかに増加するのと、一時期に急激に増加するのでは家計に加わる影響の度合いも異なってくるだろう。このため勤労者世帯への影響という観点からは、単純な年間の負担増加額だけにとどまらず、徴収のタイミングを踏まえた検証も行う必要がある。

勤労者世帯における社会保険料の徴収方法は、毎月の給与および賞与から該当する保険料が控除されるが、所得税の納付については、大部分の給与所得者は源泉徴収という形で毎月の給与・賞与から税額が天引きされ、12月の年末調整時の還付または追徴により最終的に調整される。一方、住民税については、前年の所得に対応する税額が12分され、当年の6月から翌年の5月までの毎月の給与から控除される仕組みである。

ここで大きなポイントとなることは、2004年から廃止される所得税の配偶者特別控除は、毎月の源泉徴収からは控除されず、12月の年末調整の際に一括して控除される仕組みであることだ。当控除の廃止による増収額は平年ベースで約4700億円とされているが、そのうちの勤労者世帯の部分については、2004年12月時の年末調整の際に一気に表面化する可能性が高い。

本章では以上の点を確認すべく、2章の分析で用いた勤労者世帯における、2004年1月以降の月別の対前年負担増加額を推計し、負担増が顕在化する時期についての考察をおこなう。

ケース1：妻が無給かつ、夫の年収が600万円の場合の月別負担増加額



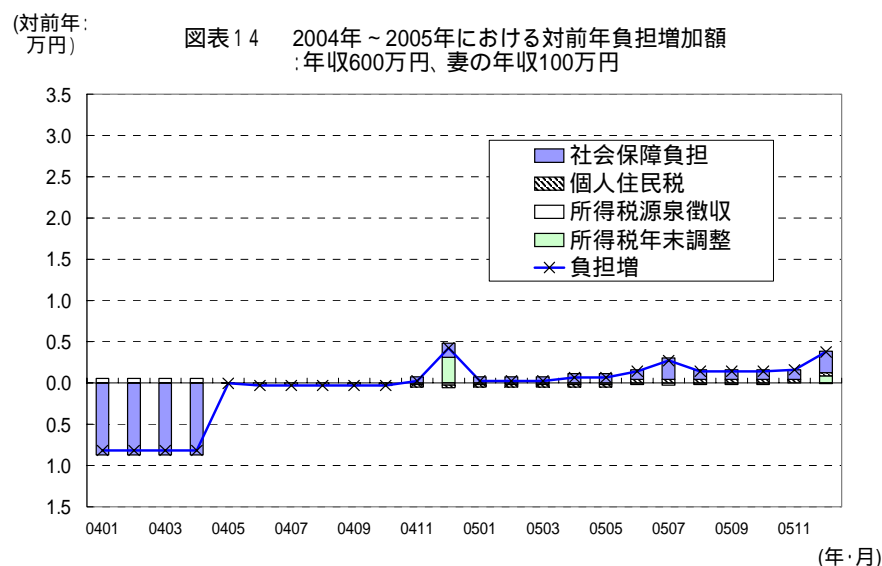
図表 13 は、2 章の 9 ページで用いた条件における勤労者世帯に、妻が無給かつ夫の年収が 600 万円という条件下において、想定される制度改正による負担増減額を 2004 年 1 月以降、月別に推計したものである。ここからは、総報酬制の導入による影響により 2004 年 1 月から、毎月 8000 円程度の負担減が 4 月まで続き（反面、社会保険料控除の減少により、所得税額は増加する）、その後は住民税の微減が続くものの、11 月以降は厚生年金保険料の引き上げ⁸により、月給からの負担増は毎月 700 円程度となることが分かる。

さらに、この世帯では配偶者特別控除の廃止による負担増が年末調整時に顕在化するため、2004 年 12 月では対前年で 3 万円以上の負担増となることが見込まれる。このため先で指摘したように、2004 年についての増税感は 12 月に表面化する可能性が高いだろう。

2005 年入り後についても、毎月の厚生年金保険料の負担増に加え、4 月からは雇用保険料の引き上げも実施される。また 6 月以降では住民税の配偶者特別控除廃止による負担増が表面化することもあり、これらをあわせた月々の負担増は 3000 円規模となるだろう。

ケース 2：妻の年収が 100 万円かつ、夫の年収が 600 万円の場合の月別負担増加額

続けて先のケース 1 の条件から、妻の年収を 100 万円とした世帯においても、同様の試算を行った。これは前述の通り、配偶者特別控除の廃止による影響が最小となる世帯を対象としたものである。結果は図表 14 に示したが、ここからは、2004 年 12 月の年末調整による負担増加分は、約 3000 円程度とケース 1 に比べ軽微なものにとどまることが読み取れる。ただし、2004 年 11 月以降で社会保険料の負担が増加していくことには変わりはない。



⁸ 保険料は翌月徴収としている。

2章では、2004年の勤労者世帯における制度改正による負担増は、全てを合計すると軽微なものにとどまる可能性を指摘した。しかし本章の分析からは、負担減は社会保険料の総報酬制への移行による影響が生じる2004年4月までに集中しており、10月の年金保険料の引き上げ（実際に給与から徴収されるのは11月より）以降は負担増が続くことが示唆される。特に配偶者特別控除の対象となる世帯にとっては、2004年12月の年末調整の際に、負担感が一気に顕在化する可能性を指摘することができる。制度改正による影響は、2004年末より顕在化していくことになるだろう。

4. まとめ

本稿では、課税の公平性という観点には触れずに、制度改正により勤労者世帯にどのような影響が生じるかを、世帯・年収階層別に負担増を把握することで検証を行った。

その結果として、今回の制度改正は配偶者の収入の有無や世帯主の年収などにより、家計への影響が大きく異なることが指摘できる。2003年から2004年にかけての負担の変化については、配偶者特別控除の廃止により、主に年収約1231万円以内の専業主婦世帯を中心に所得税負担は増加するも、社会保険料の総報酬制への移行や、社会保険料控除の影響により、住民税と社会保険料も合わせた総合的な負担増は軽微なものにとどまる。逆に配偶者特別控除廃止の影響を受けない世帯の負担は減少する。

しかし、2004年後半には年金保険料の引き上げが実施されると見込まれることや、配偶者特別控除廃止の影響が年末調整で表面化することもあり、制度改正の影響は2004年末を機に顕在化していく。2005年入り後は、4月に雇用保険料引き上げの実施が予定されていることに加え、6月以降には配偶者特別控除廃止の影響が住民税に現れることもあり、総じて勤労者世帯の負担は前年比で増加に転じる可能性が高い。

さらに、本稿では2004年以降で実施が予定されている制度改正のうち、いくつかの改正については分析の対象としなかったが、2005年1月からは65歳以上の高齢者を対象とした年金課税の強化、4月からは毎年の国民年金保険料の引き上げなどの制度改正も予定されている。そのため、本稿で対象とした世帯以外についても、2005年以降、負担増という形で制度改正の影響が現れる可能性が高い。これらに加えて、今回の税制改正において最大の焦点であった定率減税についても、2005年度以降で見直しが行われることや、2007年度以降では消費税の引き上げについても検討される予定であるなど、負担をともなう税・社会保障改正は2005年以降で、さらに本格化していく見通しである。

このため、度重なる制度改正の実施が、可処分所得を下押しし、家計のマインドや消費支出を停滞させてしまうリスクは、長期にわたり存在することになるだろう。

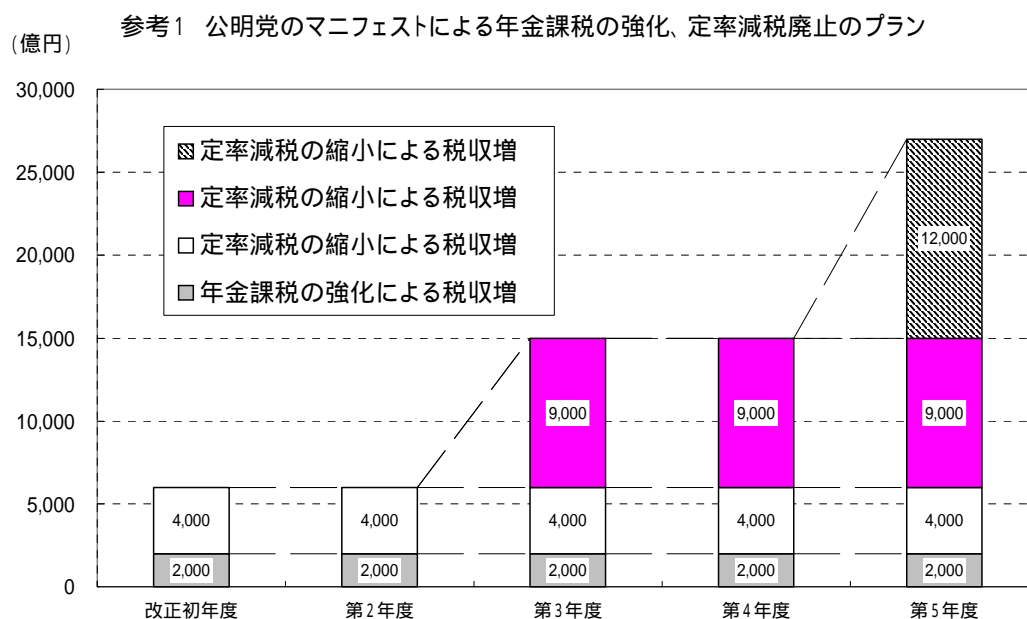
なお世帯ベースにおける、制度改正による負担増については、すでに多くの検証がなされているが、本稿で指摘したように、税と社会保障負担には社会保険料控除を通じた相互作用があるため、個々の改正による負担増加額を積み上げるだけでは、その影響を

正確に把握することは困難である。このため、制度改正の影響を検証するには、本稿のように社会保険料控除による影響も踏まえたうえでの、税・社会保険料の総合的な負担増を把握することが必要である。

あわせて、経済動向に対しての制度改正による影響を検証する際も、単純に平年ベースの負担増額のみで論じることでは、問題が生じる可能性も指摘できる。所得税においては源泉徴収と年末調整が存在することや、住民税は翌年の6月～翌々年の5月に徴収されるなど、制度改正の影響が表れる時期は非常に複雑であるためだ。制度改正の経済動向に対する影響を把握するためには、本稿で試みたように各税・保険料の徴収のタイミングを踏まえた検証についても、併せて実施することが求められるだろう。

参考 1 定率減税の見直しが実施された場合の影響

最後に参考として、定率減税の見直しが実行された場合の勤労者世帯への影響についても触れておこう。定率減税とは、低迷する景気に配慮するという目的の下、平成 11 年度税制改正において導入された恒久的な減税であるが、所得税額については、税額の一定額（20%相当、25 万円以内）を控除することができ、国全体での減税規模（所得税）は年間で約 2 兆 5000 億円に及んでいる。



資料: 公明党

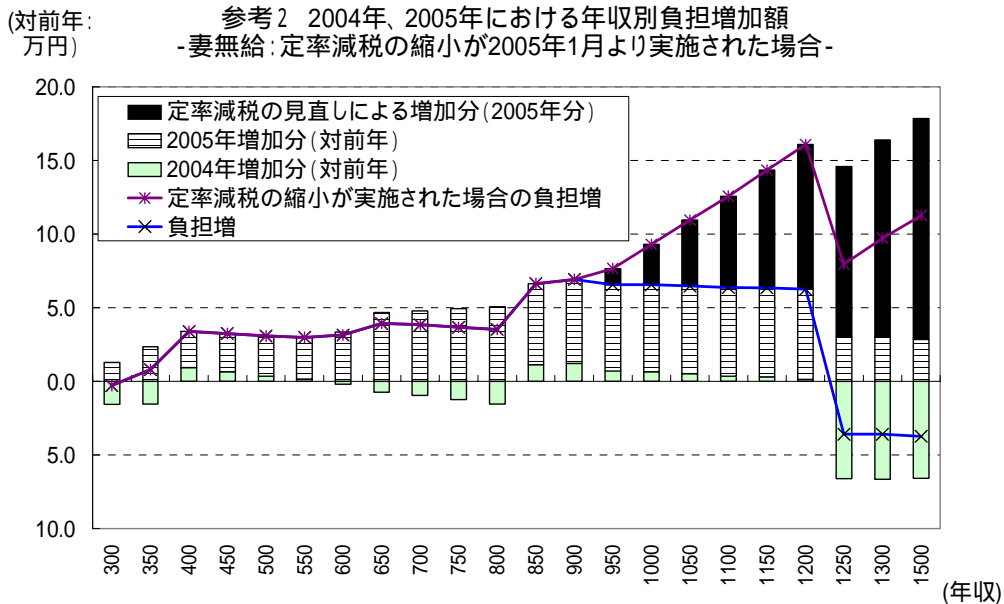
昨年の総選挙の際に、公明党のマニフェストでは約 2 兆 7000 億円にも及ぶ基礎年金の国庫負担引き上げの財源として、公的年金等控除・老年者控除の縮小による年金課税の強化や、定率減税の縮小・廃止を提案していたが、今回の税制改正においては年金課税の強化のみが実行されることになり、定率減税の見直しについては 2005 年度以降に検討されることとなった。しかし、基礎年金国庫負担については、2009 年までの間に 2 分の 1 まで引き上げることが既に決定しているため、その税財源として定率減税の見直しを避けることは困難であろう。1 月 16 日の政府税制調査会においても、2005 年度以降で 10% ずつ段階的に引き上げる案が示されるなど、既に見直しに向けた具体的な動きが始まっている。

そこで、以下では仮に 2005 年 1 月より所得税の定率減税が縮小された場合に、勤労者世帯にどのような影響が生じるかを、本稿 2 章のケース 1 における世帯条件を用いて試算してみた。縮小の方法については、ここでは公明党案⁹による縮減プランに従い、2005 年については、その第一段階である所得税の定率減税の限度額を 25 万円から 10 万円に見直すものとした。マクロベースでは年間で約 4000 億円の負担増となる。

⁹ http://www.komei.or.jp/news/special/index_seiji.htm

参考試算：妻が無給の場合の夫の年収別の負担増加額（定率減税の見直しを加味）

試算の結果は参考図表 2 に示しているが、これは本稿の図表 9 に、定率減税の縮小により生じる所得税の年間負担額（2005 年分）を加えたものに等しい。



この結果より、定率減税の控除限度額を 10 万円まで縮小すると、ここで用いた世帯条件下では、およそ年収 900 万円以上の高所得層で負担が増加することが示唆される。特に配偶者特別控除の廃止による影響を受なかった年収 1231 万円超の世帯については、定率減税縮小により年間で 10 万円以上の税負担が生じることになる。

また、現行制度では定率減税による減税分は源泉徴収に織り込まれているため、当減税が縮小された際、勤労者世帯にとっては月々の給与や賞与時の控除額が減少するという形で、負担が顕在化してくることになるだろう。本稿 3 章では 2004 年末から、制度改正による負担増が表面化してくる可能性を指摘したが、仮にここでの条件どおりに定率減税の見直しが実施されるとしたら、高所得者層を中心に 2005 年以降の負担額が増加することが予想される。

先に述べたように、基礎年金の国庫負担引き上げの実行が決定された以上、その前提である「安定的な財源の確保」のための増税の実行は避けられない状況にある。さらに、消費税の引き上げは 2007 年度以降で検討される予定であるため、財源については、当面、定率減税の縮小・廃止が最有力候補となるだろう。

定率減税では、所得税の一律 20% が控除されているため、段階的な見直しが進むなかで、ゆくゆくは中～低所得者層についても改正の影響が及ぶことになる。その際に経済が本格的に回復しており、勤労者の所得・雇用環境も改善しているならば、経済に加わ

るマイナスのショックは小さいかもしれない。しかし、経済の低迷が続いた場合、定率減税の見直しが経済を失速させる引き金となる可能性も考慮しておく必要がある。

定率減税の見直しは段階的に実行される可能性が高いが、その策定の際には当初決定された縮小のスケジュールを、その時々々の経済状況にあわせて能動的に変更する余地も残しておくべきであろう。

参考資料

稲垣光隆編（2002）「図説日本の税制 平成 14 年度版」財経詳報社
財大蔵財務協会編（2003）「私たちの税金 平成 15 年度版」
年金金融研究所（2002）「新財政と社会保障のポイント 2002 年版」

財務省「平成 15 年度税制改正の大綱」

財務省「平成 16 年度税制改正の大綱」

<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/syuzei04.htm>

公明党HP

http://www.komei.or.jp/news/special/index_seiji.htm